

候補地に関する情報公開について

第4回以降の委員会は、作業進捗に合わせて候補地の抽出結果を報告することになり、具体的な候補地の位置や町名、応募地の場所が提示されることとなります。

具体的な候補地の位置や町名等は、情報が漏洩すると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の候補地選定作業にも支障をきたすと考えられます。

したがって、候補地の位置や町名等は、以下のとおり、情報公開することを基本とします。

候補地に関する情報公開の方法と対象者

委員	委員会時に候補地の位置や町名等が分かる資料を配付する。
委員会の傍聴者	傍聴可とするものの、資料は配付しない。また、委員会での写真撮影を禁止する。
市民	地区名のみ公開。各候補地の位置は、候補地が決定後に公開することとする。

なお、情報公開を限定することは、三次市情報公開条例及び三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会設置要綱に基づく行為と解釈しています。

三次市情報公開条例 抜粋

第9条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。ただし、次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除く。

～中略～

- (5) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会設置要綱 抜粋

第7条 選定委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が公開に適さないと認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。